

## 令和7年4月入園からの利用調整における見直しについて

令和7年4月入園からの利用調整について、以下のとおり見直します。

なお、見直しの詳細は令和6年10月頃発行予定の「令和7年度保育利用案内」にて、改めてお知らせします。

就学前まで継続して在園できない認可保育所等に児童を預けている世帯について（4月入園のみ適用）

【令和7年2月利用調整まで】同一保育指数の場合の優先項目の4番目に規定

【令和7年4月利用調整から】該当する世帯へ調整指数2点の加点新設及び同一保育指数の場合の優先項目の8番目への変更

## 調整指数 ※令和7年4月入園から

番号	条件	調整指数
1	生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+ 3
2	ひとり親（別居のみは対象外）でほかに同居人がいない世帯、または両親不存在の世帯	+ 3
3	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる世帯	+ 3
4	同居のきょうだいが入園している認可保育園に在園している世帯、または、同時期に同居のきょうだいで申請している世帯（同一保育園の利用調整以外も該当）	+ 2
5	<u>お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度4月入園の申請をしている世帯（4月入園のみ適用）</u>	+ 2
6	生計中心者が失業している世帯（就労未定の場合のみ適用）	+ 1
7	在園児または卒園児が保育料を過去3カ月分以上滞納している世帯	- 4

◆ 番号3の適用は就労実績の確認ができ、かつ保育士証のコピーの提出があった場合に限りです。

## 同一保育指数の場合の優先項目 ※令和7年4月入園から

優先項目	条件
1	ひとり親世帯（ほかに60歳未満の同居人がいない世帯）
2	申請中のお子さんを保育できる60歳未満の祖父母と同居していない世帯
3	利用申請締切日現在、保育料の滞納がない世帯
4	選考指数が高い世帯（調整指数を加える前の選考指数で判断します）
5	多子世帯（利用申請締切日現在、就学前のお子さんの人数が3人以上でより多い世帯）
6	保護者が区内の保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所・家庭福祉員・企業主導型保育事業に、保育士・保育教諭として、週3日以上かつ週30時間以上勤務しており入園月以降も継続が見込まれる（直近6カ月の就労実績が全て月48時間未満の場合は除く）又は週3日以上かつ週30時間以上就労を予定している世帯
7	同居のきょうだいが同一の認可保育園に在園している場合
8	<u>お子さんを就学前まで継続して在園できない認可保育園（保育所・地域型保育事業（小規模保育事業所・事業所内保育事業所（地域枠）・家庭的保育事業所））に預けており、そのお子さんが、該当施設を卒園する年度の翌年度4月入園の申請をしている世帯（4月入園のみ適用）</u>
9	父母のいずれかが身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している世帯
10	父母共に選考指数の類型が労働に該当する世帯（父母の片方の選考指数の類型が不存在等に該当し、もう片方の選考指数の類型が労働に該当する場合も含む）
11	申請中のお子さんを申請締切日時点で認証保育所・家庭福祉員・ベビーホテル・事業所内保育事業（地域型保育事業は除く）・企業主導型保育事業・ベビシッターに有償で月48時間以上預けている世帯（保護者が育児休業中の場合又は選考指数の類型が求職に該当する場合は除く）
12	保育料認定の根拠となる税額が低い世帯

◆ 優先項目6の適用は締切日までに保育士証の写しの提出があった場合に限りです。

◆ 優先項目7は対象となるお子さんにのみ適用されます。